

# 韓国知的財産ニュース 2024年7後期

(No. 514)

発行年月日：2024年8月8日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、7月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案  
(議案番号：2201920)
- 1-2 【立法予告】弁理士法施行令の一部改正令案（特許庁公告第2024-171号）
- 1-3 【立法予告】弁理士法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第2024-172号）
- 1-4 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2202022）
- 1-5 【法案提出】知識財産基本法の一部改正法律案（議案番号：2202128）
- 1-6 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案  
(議案番号：2202306)
- 1-7 【行政予告】産業財産情報の利用及び提供等に関する告示制定告示案  
の行政予告（特許庁公告第2024-186号）
- 1-8 【公布】産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則の一部改正令  
(産業通商資源部令第567号)
- 1-9 【法案提出】下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案（議案  
番号：2202424）
- 1-10 【法案提出】独占規制及び公正取引に関する法律の一部改正法律案  
(議案番号：2202447)

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、通信分野の標準必須特許を支援するために関連企業を訪問
- 2-2 韓国特許庁、「2024全国発明・特許高等学校の連合交流展」を開催
- 2-3 韓国特許庁と大田広域市、「地域における知的財産の好循環エコシステム  
構築に向けた業務協約」を締結
- 2-4 韓国特許庁、IP金融戦略で売上高向上に成功したバイオ・ヘルスケア  
専門企業を訪問
- 2-5 韓国特許庁特許審判院、政府大田庁舎の顧客センターに移転

- 2-6 韓国特許庁、「大学・公共研究金が保有する海外特許の被侵害情報に関するモニタリングおよび対応ガイド」を公開

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 MLB、知財権保護に取り組んだ韓国特許庁に感謝状を贈呈
- 3-2 韓国特許庁、ソウル東大門周辺のセビッ市場で第3次模倣品取り締まりへ
- 3-3 【説明資料】韓国特許庁は韓国企業のK-ブランドの保護に向けて商標の冒認出願・模倣品流通への対応や支援を強化します
- 3-4 韓国特許庁商標警察、有名サングラスブランドの模倣品販売業者2人を書類送検…模倣品517点を押収

#### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、ロボットの意匠登録出願に関する分析結果を発表

#### その他一般

※今号はありません。

### 法律、制度関連

1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2201920）

議案情報システム（2024.7.18.）

議案番号：2201920

提案日：2024年7月18日

提案者：アン・チョルス議員（国民の力）外15人

#### 提案理由

最近、科学技術が国の安全保障と直接関わる時代において産業技術を流出する犯罪が相次ぎ、産業技術保護の必要性が増している。現行法では、国内外市場に占める技術的・経済的価値が高いか、関連産業の成長潜在力が高く海外に流出された場合に国の安全保障及び国民経済の発展に重大に悪影響を与える恐れのある技術に対し、国家コア技術に指定して管理している。

しかし、国家コア技術を保有しているとしても対象機関が国家コア技術の判定を受けないか、意図的に回避する場合、国がその行為を統制する根拠が不在し、産業技術の侵害

行為が発生したにも関わらず、違反行為の厳重さに比べて処罰水準が低い点から社会的に問題提起が続いている。

従った、国家コア技術の管理を強化し、産業技術の侵害行為に対する処罰水準を高めて国内産業の競争力強化や国民経済の発展に寄与する目的である。

## 主要内容

- イ. 産業通商資源部長官が対象機関に対し、当該機関が保有している技術が国家コア技術に該当するかについて判定を申請するよう通知できる根拠規定を設ける（案第9条の2の新設）。
- ロ. 国家コア技術保有機関を登録・管理できる根拠規定を設ける（案第9条の3の新設）。
- ハ. 裁判所は産業技術侵害行為の禁止を請求する訴訟が提起された場合、原告の申請により臨時的に産業技術侵害行為により作られた物件の差押えを命ずることができる（案第14条の2第4項の新設）。
- ニ. 産業技術の流出及び侵害行為の禁止に関する規定について、国外で行われた行為であっても韓国の国家・経済安全保障に影響を与えた場合には適用する（案第14条の4の新設）。
- ホ. 侵害申告があった場合、産業通商資源部長官が検討して流出の恐れがある場合には、侵害申告に関わる機関に対し実態調査を行うことができる（案第17条第3項の新設）。
- ヘ. 産業通商資源部長官に対し産業技術の海外流出現況について国会に報告するように定める（案第17条の2の新設）。
- ト. 守秘保持義務のある者は、法律で定める場合は、関連行政機関又は裁判所に対し行った守秘保持義務の違反に関して民事上又は刑事上の責任を取らないようにする（案第34条第2項の新設）。
- チ. 国家コア技術を外国で使用するか使用されることを承知しているにも関わらず、当該行為をした者に対し、5年以上の懲役又は15億ウォン以下の罰金を科し、違反行為による財産上の利益額の10倍に該当する金額が15億ウォンを超過すれば、財産上の利益額の2倍以上10倍以下の罰金を科す（案第36条第1項）。
- リ. 産業技術を外国で使用するか使用されることを承知しているにも関わらず、当該行為をした者に対し、20年以下の懲役又は20億ウォン以下の罰金を科し、違反行為による財産上の利益額の10倍に該当する金額が20億ウォンを超過すれば、財産上の利益額の2倍以上10倍以下の罰金を科す（案第36条第2項）。

## 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第9条第6項を削除する。

第9条の2を第9条の4に改め、第9条の2及び第9条の3をそれぞれ次のように新設する。

第9条の2（国家コア技術の該当有無の判定等）①企業・研究機関・専門機関・大学等（以下、「企業等」とする）は保有している技術が国家コア技術に該当するかに関する判定を産業通商資源部長官に申請することができる。

②産業通商資源部長官は第13条、第15条及び第17条に基づき企業等が国家コア技術を保有していると判断した場合、職権により当該機関に対し第1項の規定による判定を申請するよう通知することができる。

③第2項に基づく通知を受けた企業等の長は、通知を受けた日から30日以内に判定申請書類を提出しなければならない。但し、正当な事由がある場合には、事前に協議して30日範囲内で期限を延長することができる。

④産業通商資源部長官は第1項及び第2項の規定に基づく判定に関連して分野別専門委員会に対し検討を求めることができ、関係中央行政機関の長又は判定申請機関の長に対し資料提出等の必要な協調を求めることができる。この場合、関係中央行政機関の長及び判定申請機関の長は正当な事由がなければそれに従わなければならない。

⑤第1項に基づく判定申請の方法及び手続き、第2項に基づく判定申請通知の方法及び手続きに必要な事項は大統領令で定める。

第9条の3（国家コア技術保有機関の登録等）①企業等は次の各号のいずれかに該当する事由が発生した日から30日以内に国家コア技術関連事項の登録を産業通商資源部長官に申請しなければならない。登録した内容を変更する場合も同一である。

1. 第9条の2に基づき国家コア技術の該当有無の判定を申請して国家コア技術の該当判定を受けた場合
2. 「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」第11条第5項及び第6項に基づき国家先端戦略技術の該当判定を受けた場合
3. 既存の対象機関から国家コア技術を移転されて国家コア技術に対する実質的な権利を持つ場合

②第1項に基づき登録した国家コア技術を保有している対象機関は次の各号のいずれかに該当する場合、その事由を知った日から30日以内に登録抹消を産業通商資源部長官に申請することができる。

1. 第9条第3項に基づき国家コア技術の指定が解除された場合
2. 第11条に基づく国家コア技術の輸出及び第11条の2に基づく海外買収・合併等によ

り国家コア技術を移転して国家コア技術に対する権利・資料・情報を保有しなくなつた場合

3. 対象機関が国内法人・企業等に国家コア技術を移転する等、国家コア技術に対する実質的な権利を持たなくなつた場合

③産業通商資源部長官は第1項の規定に基づく登録及び第2項の規定に基づく登録抹消に関連して分野別専門委員会に対し検討を求めることができ、関係中央行政機関の長又は対象機関の長に対し資料提出等の必要な協調を求めることができる。この場合、関係中央行政機関の長又は対象機関の長は正当な事由がなければそれに従わなければならぬ。

④第1項に基づく登録の方法及び手続き、第2項に基づく登録抹消の方法及び手続きに関して必要な事項は大統領令で定める。

第14条の2に第4項を次のように新設する。

④裁判所は第1項に基づく産業技術侵害行為の禁止を請求する訴訟が提起された場合、原告の申請により臨時に産業技術侵害行為により作られた物件の差押えを命ずることができる。

第14条の4を次のように新設する。

第14条の4（国外行為に対する適用）第14条に基づく産業技術の流出及び侵害行為の禁止に関する規定は国外で行われた行為であっても韓国の国家・経済安全保障に影響を与える場合には適用する。

第17条第3項を第4項に改め、同条に第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官は第15条第1項に基づく侵害行為があつた場合、関連内容を検討し、検討の結果、国家コア技術が流出された恐れがある場合には侵害申告に関わる機関に対し実態調査を実施することができる。

第17条の2を次のように新設する。

第17条の2（国家報告）①産業通商資源部長官は産業技術に関する海外流出現況を毎年、定期国会の開会前までに所管常任委員会に提出しなければならない。

②産業通商資源部長官は第1項に基づく国家コア技術等、産業技術の海外流出現況及び事実関係を国会に提出するために、国家コア技術等産業技術に関する海外流出事件の起訴及び判決現況について法務部長官に求めることができる。この場合、法務部長官は正当な事由がなければそれに従わなければならない。

第34条題目外の部分を第1項に改め、同条に第2項を次のように新設する。

②第1項に基づく守秘保持義務のある者は、次の各号のいずれかに該当する事由により守秘保持義務を遵守しなかつた場合には、同項にも関わらず、民事上又は刑事上の責任を取らない。

1. 秘密を保持した状態で第15条第1項に基づく侵害申告を産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長に直接行う場合

## 2. 産業技術の流出及び侵害に関する裁判における非公開陳述

第36条第1項前端の中「使用させる目的で」を「使用されることを承知しているにも」に、「3年」を「5年」に改め、同項後段の中「罰金」を「罰金（違反行為による財産上の利益額の10倍に該当する金額が15億ウォンを超過すれば、その財産上の利益額の2倍以上10倍以下の罰金）」に改め、同条第2項の中「使用させる目的で」を「使用されることを承知しているにも」に、「15年」を「20年」に、「15億ウォン」を「20億ウォン」に、「罰金」を「罰金（違反行為による財産上の利益額の10倍に該当する金額が20億ウォンを超過すれば、その財産上の利益額の2倍以上10倍以下の罰金）」に改める。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（差押え等に関する適用例）①第14条の2と第14条の4の改正規定は、この法律の施行以降、産業技術侵害行為の禁止を請求する訴訟が提起された場合から適用する。  
②第34条の改正規定は、この法律の施行以降、産業技術の流出及び侵害行為をするか試みる事実を職務上知った場合から適用する。

### 1－2 【立法予告】弁理士法施行令の一部改正令案（特許庁公告第2024-171号）

電子官報（2024.7.18.）

特許庁公告第2024-171号

弁理士法施行令の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を國民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2024年7月18日

特許庁長

### 弁理士法施行令の一部改正令（案）の立法予告

#### 1. 改正理由

情報技術が高度に発達し産業が多様化するにつれ、弁理士資格取得の必須要件として大統領令で定める実務修習を履修するよう弁理士法が改正（2016年7月28日施行）されたが、弁理士実務修習への参加に不誠実に対応する研修生が相次いでいるにも関わらず、適切な制裁が行われていないため、教育の実効性向上を図るために関連規定の改正への必要性が指摘されている。従って、「弁理士法施行令」に弁理士の実務修習集合教育に係

る非対面教育（「E ラーニング」教育）、達成度評価、実務修習の不認定事由等に関する法的根拠を設けることで、集合教育の実効性向上を図り、法律サービスの需要者に対し良質の弁理サービスを提供するという立法の趣旨を達成する目的である。

## 2. 主要内容

### イ. 実務修習の不認定事由の修正及び具体化（案第 2 条第 6 項）

－条文の趣旨を害しない範囲内で、条文上の不要な文言の削除及び修正（案第 2 条第 6 項の本文）

－現行の条文では二つ以上の解釈の可能性があるため、不正な受講行為を制限することが難しいため、条文の表現を修正（案第 2 条第 6 項第 1 号）

－当該条文の立法目的は、実務修習の「内容が不実」な場合ではなく、実務修習を「不実に履修」した場合を制限することであるため、条文内容の修正及び制限事項の具体化（案第 2 条第 6 項第 2 号）

### ロ. 「E ラーニング」実施根拠の確立（案第 2 条第 7 項）

－集合教育の効率的な運営のために、教育の一部又は全部を「E ラーニング」で運営できる根拠の確立

### ハ. 集合教育の「達成度評価」の実施根拠の確立（案第 2 条第 8 項）

－集合教育の実効性向上を図るために、これまで独自で実施してきた「達成度評価」に関する法律的根拠の確立

### ニ. 下位法令に委任する範囲の修正（案第 2 条第 9 項）

－同条改正による第 7 項及び第 8 項の新設により、下位法令に委任する範囲を「第 1 項から第 8 項まで」に修正

## 3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2024 年 8 月 27 日までに国民参加立法センター (<https://opinion.lawmaking.go.kr>) にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

### イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）

### ロ. 氏名（機関、団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号

### ハ. その他参考事項

※送り先

◇大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 1803 号（〒35208）

電子郵便 : lhw321@korea.kr

Fax : (042) 472-3421

#### 4. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁産業財産人力課（電話：（042）481-3940、Fax：（042）472-3421）にお問い合わせください。

1 - 3 【立法予告】弁理士法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-172 号）

電子官報（2024.7.18.）

特許庁公告第 2024-172 号

弁理士法施規則の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を國民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 7 月 18 日

特許庁長

#### 弁理士法施行規則の一部改正令（案）の立法予告

##### 1. 改正理由

情報技術が高度に発達し産業が多様化するにつれ、弁理士資格取得の必須要件として大統領令で定める実務修習を履修するよう弁理士法が改正（2016 年 7 月 28 日施行）されたが、弁理士実務修習への参加に不誠実に対応する研修生が相次いでいるにも関わらず、適切な制裁が行われていないため、教育の実効性向上を図るために関連規定の改正への必要性が指摘されている。従って、「弁理士法施行令」に弁理士の実務修習集合教育に係る非対面教育（「E ラーニング」教育）、達成度評価、実務修習の不認定事由等に関する法的根拠を設けることで、集合教育の実効性向上を図り、法律サービスの需要者に対し良質の弁理サービスを提供するという立法の趣旨を達成する目的である。

また、個人情報保護委員会において個人情報侵害の恐れがある法令の改善を進める上で、「弁理士法施行規則」の別紙書式に個人情報に関する項目の見直しが勧告されたことにより、登録基準地、氏名の漢字表記等過度な個人情報を削除し、弁理士資格証の発行及び登録において求める個人情報を最小化することで処理情報の適正性を図る目的である。

##### 2. 主要内容

- イ. 実務修習の不認定事由として「不誠実な教育履修」を明記（案第 4 条第 1 項第 1 号）  
－条文の立法趣旨を考慮して同号で定める実務修習の不認定事由を明確にするため、  
条文上に「不誠実な教育履修」をいう文言を明記
- ロ. 実務修習の不認定事由として「達成度評価」を明記（案第 4 条第 1 項第 2 号）

- 「弁理士法」施行令改正案第2条第8項を反映して、「達成度評価の結果」が一定の基準を満たしていない場合、実務修習を認定しない関連根拠の具体化
- ハ. 実務修習の不認定に関する細部事項に関して下記法令に委任する根拠の確立（案第4条第2項）
  - 集合教育の様々な環境に対応するため、実務修習の不認定に関わる必要事項について特許庁長が定めて告示する根拠の確立
- ニ. 弁理士法施行規則「別紙書式」に過度な個人情報の削除（別紙第1号、第1号の2、第4号、第5号、第6号、第13号の書式）
  - 個人情報保護のために書式に「登録基準地」、「氏名の漢字表記」等過度な個人情報の削除

### 3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は2024年8月27日までに国民参加立法センター（<https://opinion.lawmaking.go.kr>）にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関、団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇大田広域市西区庁舎路189 政府大田庁舎4棟1803号（〒35208）

電子郵便：lhw321@korea.kr

Fax：(042) 472-3421

### 4. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁産業財産人力課（電話：(042) 481-3940、Fax：(042) 472-3421）にお問い合わせください。

1 - 4 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2202022）

議案情報システム（2024.7.19.）

議案番号：2202022

提案日：2024年7月19日

提案者：イ・ウォンテク議員（共に民主党）外10人

## 提案理由

現行法では、他人の登録商標と同一の商標を当該の指定商品と類似する商品に使用するか他人の登録商標と類似の商標を当該の指定商品と同一・類似の商品に使用する行為等を商標権又は専用使用権の侵害行為として規定し、侵害行為をした者に対し7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に科すよう定めている。

しかし、最近、現実店舗のみならず、オンライン上でも模倣品の流通が活発に行われている中で、特許庁の調査によると、2019年から2022年8月までオンライン上で販売された模倣品が41万点を超えることがわかり、このうち大多数はネイバー、クーパン、11番街、G マーケット、オークション、ティーモン、ウィメブ等韓国大手 EC プラットフォームが運営するオープンマーケット上で取引されていることがわかった。

このようにオープンマーケット上の模倣品販売は、商標権や専用使用権に対する明らかな侵害行為であり、企業や製品が数十年間積み重ねてきたブランドのアイデンティティを失わせてしまい、消費者からの信用を阻害させて中小・零細企業を倒産の危機に陥らせる恐れがあるにも関わらず、大手 EC プラットフォームは模倣品販売を予防し根絶するための取り組みに消極的な態度を見せている。

さらに、消費者は大手 EC プラットフォームの認知度や信用度から模倣品を真正品だと信じて購入しているが、それに対し EC プラットフォームは消費者の知る権利や権利の保護には責任を怠るとの批判の声が高くなっている。

従って、EC プラットフォームによる責任について明示し、電子商取引上で模倣品販売のような商標権や専用使用権の侵害行為が発生しているかどうか持続的なモニタリングや通報義務を課し、侵害行為に当たると判断される場合には当該商品の販売中止及び販売者アカウントの永久削除等の措置を取ることで、模倣品販売を根絶し、消費者と企業を保護する目的である。

## 主要内容

- イ. 「電子商取引等における消費者保護に関する法律」に基づく通信販売仲介業者（以下、「通信販売仲介業者」とする）は、自分が運営しているプラットフォーム上で常時、モニタリング等を実施することで、商標権又は専用使用権の侵害行為が発生しているかいないか確認すべきである（案第114条の2第1項の新設）。
- ロ. 特許庁長が商標権又は専用使用権の侵害を認めてその旨を通知した場合、通信販売仲介業者は通信販売仲介依頼者による商品販売を中断させ、アカウントを永久削除する等の必要な措置を取るようにする（案第114条の2第2項から第4項まで新設）。
- ハ. 特許庁長は消費者の権益保護と信用を確保するために、電子取引において商標権又は専用使用権の侵害行為が発生しないよう、通信販売仲介業者及び販売事業者団体が自律的行動規範を制定するよう推奨することができる（案第114条の2第5項の新設）。

- ニ. 電子商取引において商標権又は専用使用権の侵害行為の予防及び根絶の措置を取らなかった通信販売仲介業者に対し1千万ウォン以下の罰金を科す（案第237条第1項の新設）。

法律第 号

## 商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第6章に第114条の2を次のように新設する。

第114条の2（通信販売仲介業者の責任等）①「電子商取引等における消費者保護に関する法律」第20条に基づく通信販売仲介業者（以下、「通信販売仲介業者」とする）は自身が運営するオンラインモール（コンピュータ等と情報通信設備を利用して財貨の取引ができるよう設定された仮想の営業所のことを指す）において第108条第1項第1号に基づく侵害行為の予防及び根絶のために次の各号の措置を取らなければならない。

1. 侵害行為が発生しているかいないか、常時的なモニタリング及び関連システムの構築
  2. 侵害行為が疑われる通信販売の仲介を依頼した者（以下、「通信販売仲介依頼者」とする）に対する商品販売及びアカウント使用の一時的停止
- ②通信販売仲介業者が第1項第2号に基づく措置を取った場合には、その旨を大統領令で定める規定に基づいて特許庁長に通知しなければならない。
- ③特許庁長は第2項に基づく通知により、侵害行為の有無を調査し、侵害行為が疑われる場合、通信販売仲介業者に対し該当の商品販売の中止及び通信販売仲介依頼者のアカウント削除等必要な措置を求めることができる。
- ④通信販売仲介業者は第3項に基づく勧告を受けた場合、通信販売仲介依頼者に対し商品販売を中断させ、アカウントを永久に削除する等、必要な措置を取らなければならない。
- ⑤特許庁長は消費者の権益保護と信用を確保するために、電子取引において商標権又は専用使用権の侵害行為が発生しないよう、通信販売仲介業者及び販売事業者団体が自律的に行動規範を制定するよう推奨することができる。

第237条第1項及び第2項をそれぞれ第2項及び第3項に改め、同条に第1項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）の中「第1項」を「第1項及び第2項」に改める。

- ①第114条の2第1項を違反して電子商取引において商標権又は専用使用権の侵害行為の予防及び根絶の措置を取らなかつた通信販売仲介業者に対し1千万ウォン以下の罰金を科す。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（通信販売仲介業者の責任に関する経過措置）この法律の施行当時、通信販売仲介業を行っている者は、この法律の施行以降6か月以内に第114条の2第1項の改正規定による措置を取らなければならない。

1－5 【法案提出】知識財産基本法の一部改正法律案（議案番号：2202128）

議案情報システム（2024.7.23.）

議案番号：2202128

提案日：2024年7月23日

提案者：イム・オギョン議員（共に民主党）外10人

### 提案理由及び主要内容

現行法では、著作者、発明者、科学技術者及び芸術家等、知的財産の創出者が創造的かつ安定的に活動することで韓国社会において知的財産の価値が最大限に發揮されるよう、知的財産の創出、保護及び活用を促進している。

このような知的財産の創出はスポーツ分野にも適用することができる。つまり、エリートスポーツの選手が訓練の過程で自ら工夫した、他の選手とは区別されるその選手ならではの技術、姿勢、戦略等をデータに蓄積して競技力向上のプログラムを作るか、一般人向けスポーツ教育プログラムを作り、それを民間市場でビジネス化してスポーツ産業及びデータ経済の活性化に寄与する事例が増えている。

従って、「知識財産基本法」で分類している知的財産創出者に体育人を追加し、国家知識財産基本計画を立てる際に知的財産創出の競争力強化に向けた方策の範囲や知的財産専門人材育成の協力範囲にも体育系を含めることを目的とする（案第2条、第8条、第34条）。

法律第 号

### 知識財産基本法の一部改正法律案

知識財産基本法の一部を次のように改正する。

第2条第1号の中「科学技術者及び芸術家」を「科学技術者、芸術者及び体育人」に改める。

第8条第3項第3号の中「文化芸術系」を「文化芸術系、体育系」に改める。

第34条第3項の中「研究系及び文化芸術系」を「研究系、文化芸術系及び体育系」に改め

る。

## 附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

1-6 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2202306）

議案情報システム（2024.7.26.）

議案番号：2202306

提案日：2024年7月26日

提案者：チョン・ウルホ議員（共に民主党）外11人

### 提案理由及び主要内容

現行法では、受託・委託取引時に受託企業が委託企業に対し技術資料（秘密として管理される技術資料に限る）を提供する場合、守秘保持に関する契約（以下、「守秘保持契約」とする）を受託・委託企業のいずれにも締結するよう定めており、守秘保持契約を締結していない場合は受託・委託企業のいずれに対しても罰金を科す。

しかし、実際、受託・委託の取引関係において受託企業は委託企業に対し取引上の地位により守秘保持契約の締結を要求することが難しく、要求しても委託企業から断られる事例が発生している。一方、現行法と類似する「下請取引の公正化に関する法律」の場合、守秘保持契約の締結義務を原事業者にのみ科すという点を考慮して守秘保持契約の締結義務と違反した際の罰金賦課の対象を委託企業にのみ限定すべきだとの指摘がある。

従って、守秘保持契約の締結義務及び義務の未履行による罰金賦課の対象を委託企業に変更することで、取引上の弱者である受託企業を手厚く保護し、公正な受託・委託の取引秩序の確立を図る目的である（案第21条の2第1項及び第43条第3項第2号）。

法律第 号

### 大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項の本文の中「受託企業と委託企業は」を「委託企業は該当技術資料の提供を受ける日までに」に改め、「書面で」を「受託企業と書面で」に改める。

第43条第3項第2号の本文の中「いない者」を「いない委託企業」に改める。

## 附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1－7 【行政予告】産業財産情報の利用及び提供等に関する告示制定告示案の行政予告  
(特許庁公告第 2024-186 号)

電子官報 (2024. 7. 26.)

特許庁公告第 2024-186 号

産業財産情報の利用及び提供等に関する告示を制定するに当たり、その制定理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 46 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 7 月 26 日

特許庁長

### 産業財産情報の利用及び提供等に関する告示の制定告示（案）の行政予告

#### 1. 制定理由

「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」第 14 条及び同法施行令(以下、「令」とする)第 7 条に基づき、産業財産情報の利用及び提供に関する業務を効率的に処理するために必要な事項を定める目的である。

#### 2. 主要内容

##### イ. 目的（案第 1 条）

産業財産情報法及び同法施行令において産業財産情報の利用及び提供に関する業務を効率的に処理するために必要な事項を定めることを立法目的に規定。

##### ロ. 定義（案第 2 条）

産業財産情報、提供、産業財産情報の提供システム等、用語について定義。

##### ハ. 適用範囲（案第 3 条）

同告示が法律で定める全ての産業財産情報に対し適用・施行されることを明示し、特許庁所管の他の公共データの処理に関する規定を優先して適用されることを規定。

##### ニ. 基本原則（案第 4 条）

法律及び施行令に基づき産業財産情報を積極的に利用・提供すべきであることを基本原則として宣言し、個人情報が含まれている場合、特定の目的にのみ利用・提供するよう規定。

ホ. 産業財産情報責任官の指定等（案第 5 条）

産業財産情報責任官と産業財産情報担当官を配置し、産業財産情報の利用及び提供に係る業務に関連して各号の事項を管掌するよう規定。

ヘ. 提供基盤の構築（案第 6 条）

産業財産情報責任官に対する産業財産情報の提供基盤の構築及び産業財産情報の提供システムによる産業財産情報提供義務を規定。

ト. 品質管理（案第 7 条）

産業財産情報責任官と所管部署の長は品質管理に係る業務を遂行し、産業財産情報責任官は全般的な品質管理を総括し、所管部署を指導・管理すべきであることを規定。

チ. 提供手続き（案第 8～11 条）

産業財産情報提供システムにおいて公表する目録外の産業財産情報の提供を求める場合、申請から決定通知までの手続きについて規定。

リ. 費用の負担（案第 12 条）

産業財産権に係る情報提供の手数料の告示に基づく費用の負担及び費用の充当に関する根拠を規定。

ヌ. 情報審議委員会（案第 13～16 条）

情報審議委員会の設置・運営に関する根拠（委員会の役割、委員の構成及び任期等）と委員の解任・除斥・回避等の事由を規定。

ル. 再検討規定（案第 17 条）

3 年ごとに条文の妥当性を検討して改善等の措置を取るよう規定。

### 3. 意見提出

この制定案について意見がある団体又は個人は、次の事項を記載した意見書を 2024 年 8 月 14 日までに特許庁（産業財産情報政策課）に提出してください。

制定（案）	修正（案）	修正の事由

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見（賛成・反対とその理由）

ロ. 氏名（団体の場合はその名称と代表者の氏名）、住所及び電話番号

ハ. 意見提出の方法：電子郵便、郵便又はファックス

1) 電子郵便（E メール）：jinan278@korea.kr

2) 住所：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 1604 号 産業財産情報政策課

3) Fax：(042) 472-3460

二. その他詳細については特許庁産業財産情報政策課（電話：（042）481-5279）にお問い合わせください。行政予告に関する改正案は特許庁ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

1-8 【公布】産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第567号）

電子官報（2024.7.29）

産業通商資源部令第567号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2024年7月29日

産業通商資源部長官

**産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則の一部改正令**

産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則の一部を次のとおり改正する。

別紙第7号書式の申告内容欄の中「侵害内容」を「発生したか発生する恐れのある産業技術の流出及び侵害行為の内容」に改める。

**附 則**

この規則は2024年7月29日から施行する。

■産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則 [別紙第7号書式]

**産業技術侵害申告書**

※ [ ]には該当する場合✓表示を記載します。

受付番号	受付日時	処理期間
------	------	------

申告人	機関名	事業者登録番号
	氏名（代表者）	
	所在地	本社 (電話番号： )
		事業場 (電話番号： )

申告内容	侵害技術の類型	[ ] 国家コア技術 [ ] 国家研究開発事業により開発した産業技術
	発生したか発生する恐れのある産業技術の流出及び侵害行為の内容	
	調査及び措置に関する要請事項	

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第15条第1項、同法施行令第20条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、上記のように産業技術侵害申告書を提出します。

年　月　日  
申告人 (氏名又は捺印)

産業通商資源部長官  
情報検査機関の長 殿

添付書類	なし		手数料なし					
処理手続き								
申告書の作成	→	受付	→	審査及び協議	→	決定	→	通知
申告人				処理機関：産業通商資源部/情報検査機関の長				
210mm x 297mm [模造紙(80g/m <sup>2</sup> )]								

#### 改正理由及び主要内容

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」によると、国家コア技術及び国家研究開発事業により開発された産業技術を保有している企業・研究機関・専門機関・大学等の長は、産業技術の流出及び侵害行為が発生する恐れがあるか、発生した際には直ちに産業通商資源部長官等に対しその旨を申告し、その申告の書式には、産業技術の流出及び侵害行為が発生した場合の他にも発生する恐れがある場合についても記載できるよう書式を見直す目的である。

議案番号：2202424

提案日：2024年7月31日

提案者：カン・ジュニヨン議員（共に民主党）外12人

### 提案理由

中小ベンチャー企業部によると、2015年から2022年まで中小企業が受けた技術流出及び奪取の被害による被害額が5千億ウォンを超えることがわかり、技術の流用行為による中小企業の被害や摩擦が相次いでいる。

技術奪取による被害を受けた企業が損害賠償訴訟を通じて被害を立証し、正当な賠償を受けるためには、技術奪取による損害を証明できるプロセスが必要である。しかし、現実では、殆どが中小企業である下請事業者が技術流用や侵害を立証することは実質不可能だと言えるほど難しいとの指摘がある。

従って、現行法第35条の2に基づき、損害賠償請求訴訟において裁判所が技術奪取により提訴された被告側の企業に対し資料の提出を命ずるよう定めているが、技術侵害又は損害惹起行為に関して実効性のある資料の確保が適切に行われていないとの問題が提起されている。

また、現行法では、現行法を違反した行為に対する申告の規定を設けており、第22条第4項第1号に基づき被害企業の申告による調査開始の場合、公取委による処分時効の起算点は申告日から3年と定められているが、この申告日の適用基準が曖昧だと指摘がある。

従って、踏み込んだ調査により中小企業の技術奪取等に対し様々な証拠資料を確保している公取委に対し、裁判所による資料提出の命令があった場合は提出すべきである義務を強化することで、技術奪取の被害企業が損害賠償訴訟において効率的に対応できる方策を模索する目的である。

また、技術奪取等による申告者の権利保障の側面から公取委による処分時効3年の起算点である申告日を、申告が公取委に受け付けられた日付に替えてさらに明確な規定を設ける目的である。

並びに、申告以降、当事者間の調停手続き（公正取引調停員、紛争調停協議会）が行われる場合があるが、実務上では事件が調停手続きに移管される場合、調査が中断されることが一般的であるため、このような場合は処分時効の期間から調停にかかる期間を除外して申告者の正当な機会の保障を図る目的である。

## 主要内容

- イ. 公正取引委員会が同法の違反行為に対し、第22条第1項前端に基づく申告を受け付け、同条第2項に基づく調査開始の時点を申告受付日に替え、紛争調停手続きに移管される等の特別な事情がない場合には、調停手続きの終了を通知された日をその起算点にする（案第22条第4項第1号）。
- ロ. 相手側の当事者又は公正取引委員長から裁判所に対し同法律の違反事実や技術資料の侵害に関する証明資料についても提出するよう改める（案第35条の2第1項から第4項まで及び第5項の新設）。

法律第 号

## 下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案

下請取引の公正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第22条第4項第1号の中「申告日から3年」を「申告受付日から3年」に改め、同号に但し書きを次のように新設する。

但し、申告受付以降に該当事件が第24条の4に基づく紛争調停手続きに移管される等の特別な事情がない場合には、申告人が調整手続き終了の通知を受けた日をその起算点にする。

第35条の2第1項の本文の中「当事者に対し」を「当事者又は公正取引委員長に対し」に、「損害の」を「違反事実、技術資料の侵害又は損害の」に改め、同条第2項前端の中「者が」を「相手側の当事者又は公正取引委員長が」に改め、同条第3項前端の中「提出対象になる」を「提出命令を受けた相手側の当事者の」に「損害の」を「該当の違反事実、技術資料の侵害又は損害の」に改め、同条第4項前端の中「者が」を「相手側の当事者が」に改め、同条に第5項を次のように新設する。

⑤第1項に基づく提出命令を受けた公正取引委員長が正当な理由なしにその命令に従わない際には「民事訴訟法」第351条を準用する。

## 附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

議案番号：2202447

提案日：2024年7月31日

提案者：カン・ジュニヨン議員（共に民主党）外12人

### 提案理由

中小ベンチャー企業部によると、2015年から2022年まで中小企業が受けた技術流出及び奪取の被害による被害額が5千億ウォンを超えることがわかり、技術の流用行為による中小企業の被害や摩擦が相次いでいる。

しかし、中小企業が訴訟を通じて技術奪取の行為を立証し、責任を糾明するための法的措置を取る中で依然として中小企業に不利な制度的問題があるため、それを見直すべきだとの指摘がある。

まず、現行法第111条では裁判所が訴訟の相手側に対し資料の提出を求めることができるが、その範囲が損害の証明又は損害額の算定に必要な資料の提出に限る。しかし、現行の「特許法」では訴訟の相手側に対し技術侵害の証明に必要な場合、その資料についても提出を命令できるように定めているため、現行法においても同一の規定を適用する必要があるとの指摘である。

また、現行法では技術流用等により企業が被害を受けた場合に、損害賠償訴訟を提起できるようにし、裁判所は当該の訴訟が提起された際に、必要な場合、公正取引委員会に対し当該の事件と関連する資料の送付を求める能够性を定めている。

しかし、裁判所が上記の規定により記録の送付を求める場合、公正取引委員会は議決書の他の資料については送付を断るのが現状である。従って、これに関して裁判所に対し、公正取引委員会が作成するか保有する資料を実質的に確保できるよう対策を講じるべきであるとの指摘が相次いでいる。

一方、現行法第96条は公取委による処分に対し不服する者に対する異議申立権のみを定めている。そのため、技術流用の事例を含む申告に対し公取委が嫌疑無し又は終結処理の決定をする場合、中小企業等は再申告をする他に異議申立ができる手続きや手段がないのが現状である。

従って、公取委の審査官による無嫌疑又は終結処理の決定に対して中小企業等の申告者が決定の30日以内に意義申立ができる手続きを設けるという目的である。

また、裁判所が技術侵害に係る証明をするためにも訴訟の相手側に対し資料提出の命令をできるように改め、裁判所による提出命令に基づき資料を提供する場合に守秘保持義務から除外されるように改める。並びに、裁判所が公取委を対象に詳細な資料の提出を

命令できるように改める目的である。

## 主要内容

- イ. 公正取引委員会による無嫌疑又は終結処理の決定、その他それに準ずる決定に不服する申告人は、その決定を受けた日から30日以内にその事由を添えて公正取引委員会に異議申立をすることができ、異議申立の理由が正当だと認められる場合は小会議の決定によりそれを更正するか再調査することができる（案第96条の2の新設）。
- ロ. 裁判所は第109条に基づく損害賠償請求の訴が提起された際に必要な場合、公正取引委員会に対し調査又は審査報告書、記述検討報告書等を含む証拠等の提出を命ずることができ、それに従わない場合「民事訴訟法」を準用して500万ウォン以下の罰金に科すことができる（案第110条）。
- ハ. 裁判所が損害賠償請求訴訟において当事者の申請により相手側の当事者に損害額の算定に必要な資料の提出を命ずる際、当該の侵害行為の証明のための資料についても提出を命ずることができるようにして、この場合、守秘保持を理由に提出を断ることできないようにする（案第111条及び第119条）。

法律第 号

## 独占規制及び公正取引に関する法律の一部改正法律案

独占規制及び公正取引に関する法律の一部を次のように改正する。

第96条の2を次のように新設する。

第96条の2（無嫌疑の決定等への不服）①公正取引委員会による無嫌疑又は終結処理の決定、その他それに準ずる決定に不服する申告人は、その決定を受けた日から30日以内にその事由を添えて公正取引委員会に異議申立をすることができる。  
②第1項による異議申立を受けた公正取引委員会は異議申立を受けた日から60日以内にそれを小会議に回付しなければならない。異議申立の理由が正当だと認められる場合、小会議の決定によりそれを更正するか、当初、申告を処理した調査公務員と他の調査公務員に対し事件を再調査するよう求めることができる。

第110条の題目の外の部分を第1項に改め、第1項（従前の題目の外の部分）の中「公正取引委員会」を「公正取引委員長」に、「速記録」を「速記録、調査又は審査報告書、記述検討報告書、諮問委員会の意見書、専門家の鑑定意見書」に、「送付を求めることができる」を「提出を命ずることができる」に改め、同条に第2項を次のように新設する。

②第1項による命令に従わない場合には「民事訴訟法」第351条を準用する。

第111条第1項の本文の中「当該の損害の証明」を「当該の侵害及び損害の証明」に改める。

第119条各号外の部分に但し書きを次のように新設する。

但し、第110条に基づく裁判所による資料提出の命令がある場合には適用されない。

## 附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

### 関係機関の動き

#### 2-1 韓国特許庁、通信分野の標準必須特許を支援するために関連企業を訪問

韓国特許庁 (2024. 7. 16.)

SK テレコムネットワーク管理センターを訪問、懇談会を開催

韓国特許庁は7月16日火曜日、SK テレコムネットワーク管理センター（京畿道城南市所在）を訪問し、懇談会を開いたと発表した。

今回の懇談会は、最新のネットワーク装置、通信技術に対する審査官の理解を深め、産業現場から知財権をめぐる意見を聞いて品質の高い特許審査実務に反映するためである。

懇談会で特許庁は、通信分野の標準必須特許※の最新動向や標準必須特許の重要性について共有し、企業側はネットワーク装置の開発状況、最新技術などについて紹介した。

※標準化機関が定める標準規格を実施した特許のことで、当該の特許は関連製品の生産に必要不可欠である

特許庁の電気通信審査局長は「今回の懇談会を通じて、審査官は通信分野の最新技術に対する理解の幅を広げることができ、研究開発関係者からさまざまな意見を聞くことで、同分野の審査品質をさらに高めることができると思う」とし、「国家コア戦略技術である6G技術の研究・開発の現場と意見交換や協力を続けていく考えだ」と述べた。

#### 2-2 韓国特許庁、「2024 全国発明・特許高等学校の連合交流展」を開催

韓国特許庁 (2024. 7. 18.)

「产学研協力型の発明教育プログラム」の優秀作品の展示会および授賞式も開催

韓国特許庁は7月19日金曜日、未来産業科学高等学校（ソウル市芦原区所在）にて「2024年全国発明・特許高等学校の連合交流展」を開くと発表した。

今回のイベントは、発明・特許高等学校※の生徒が成果を共有するための交流の場として開かれる。発明キャンプ、产学協力型発明教育プログラム※※に出店された優秀な作品の展示会および授賞式などが開かれ、83チームの作品のうち、計18チーム（特許庁長賞9点、発明振興会長賞9点）を選び、賞を授与する。

※発明・知的財産分野の教育カリキュラムを運営する高等学校

※※参加企業が出す課題に対し生徒自ら課題解決に向けたアイデアを提案し、試作品を作るプログラム

特許庁長賞は、イ・ヘリヨン（釜山・テグアン高）、キム・ドウォン、ウォン・ヒョンスン（ソウル・未来産業科学高）、イ・dain、イ・チャヌ、チョン・ジュンボム（京畿・サミル工業高）、パク・ソンミン、ヤン・スンジン（済州・ソグイポ産業科学高）、キム・ドフン、パク・ジョンハ、イ・スンミン、チャン・ギュソン（京畿・セギヨン高）など計9チームが受賞する。

キム・ドウォン、ウォン・ヒョンスン（ソウル・未来産業科学高）生徒の「ワンプッシュ『超』簡単ナンバープレートの補助台」は、ナンバープレートの補助台からナンバープレートを外すときにナンバープレートが破損する問題を解決するために周辺装置を利用するアイデアで、高い評価を受けた。

(未来産業科学高) キム・ドウォン、ウォン・ヒョンスン	<ワンプッシュ「超」簡単ナンバープレートの補助台>
	<ul style="list-style-type: none"><li>- (問題点) 既存の補助台からナンバープレートを外す際にナンバープレートが破損することが多かった</li><li>- (改善策) ナンバープレートの本体を直接外すのではなく、周辺装置を利用して外すことでナンバープレートが壊れないようにする</li></ul>

韓国発明振興会長賞は、キム・ウォンギュ（全北・韓国ゲーム科学高）、パク・ナウン、チャ・ハヒュル、ホン・ドヒ（光州女子商業高）、ユ・ジス（光州自然科学高）、チョン・ミンジュ（全南・モッポ中央高）など計9チームが受賞する。

受賞作品に対しては弁理士関係事務所によるコンサルティングおよび特許出願の支援、参加企業との就職連携および技術取引の協約などさまざまな支援を行う。

一方、特許庁は「発明・特許高等学校」を計13校選び、発明教科の共同教育カリキュラムの開設・運営、地域における発明教育の拠点としての役割、発明・創造力コンテストへの参加など、さまざまな発明・知的財産活動を支援している。

## <2024年度発明・特許高等学校の支援事業の運営策>



特許庁の産業財産政策局長は「創造力、問題解決力など未来世代の競争力を高める上で最も有効な方法は発明教育だと思う」とし、「発明・特許高等学校の連合交流のイベントが多くの生徒にとって創造力を發揮し、コミュニケーションを図る場になってほしい」と述べた。

### 2－3 韓国特許庁と大田広域市、「地域における知的財産の好循環エコシステム構築に向けた業務協約」を締結

韓国特許庁 (2024. 7. 22.)

教育・産業の全般にわたって意思疎通・協力を強化、知的財産基盤の地域成長への期待

韓国特許庁と大田広域市は7月22日月曜日、政府大田庁舎（大田市西区所在）にて「地域における知的財産の好循環エコシステム構築に向けた業務協約」を締結した。

今回の協約は、特許庁が「一流の経済都市」を誇る大田広域市※と教育・産業の全般にわたって包括的な協力体系を構築することで、知的財産を基盤に地域経済の成長を促すために進められた。

※2023年グローバル・イノベーション・インデックス（科学技術集約度）世界6位/アジア1位（WIPO、2024年2月）

協約式には、特許庁長と大田市長をはじめ、協力事業に関わる韓国発明振興会副会長（職務代理）、韓国特許戦略開発院長、大田観光公社社長、大田テクノパーク院長、大田雇用

経済振興院長が参加した。

両機関は、▲特許ビッグデータの分析による大田市の戦略産業に係る政策の策定への協力、▲企業・市民を対象にする知的財産の競争力強化に向けた実務・素養教育など人材育成・教育分野への協力、▲企業による特許基盤研究開発（R&D）の戦略への支援、▲知的財産ファンドの共同組成、投資誘致・企業向けコンサルティング、▲韓国最大の発明教育イベントである「青少年発明フェスティバル」の大田開催など10大協力課題を中心とする相互協力の強化、これらの協力目標を有効に進めるために▲実務レベル会合を実施する考えだ。

これまで特許庁は、知的財産基盤の地域の競争力強化に向けて中央政府のリードによる政策から離れ、地方自治団体・市道教育庁・地域大学・地域企業などに活動や協力の多角化を図り、今回の協約は地域のバランスの取れた発展にも大きく寄与すると期待される。

大田広域市のイ・ジャンウ市長は「大田市は強い研究開発（R&D）の力を基に先端技術分野を中心とする産業構造へと速いスピードでシフトしている」とし、「今回の協約により、特許庁と緊密な協力体系を構築することで、知的財産基盤の世界的な革新都市として成長し続けていきたい」と述べた。

キム・ワンギ特許庁長は「今回の協約は、中央政府と地方自治団体が教育・産業の全般にわたって意思疎通・協力を強化し、知的財産を基に地域経済の活性化を図るという目標に向けて力を合わせたという意義がある」とし、「知的財産は地域産業の発展を図る道しほになると思う。大田の企業や市民が知的財産を有効に活用できるよう積極的に支援していきたい」と述べた。

#### 2-4 韓国特許庁、IP 金融戦略で売上高向上に成功したバイオ・ヘルスケア専門企業を訪問

韓国特許庁 (2024.7.29.)

知財を担保に事業資金を調達し、売上高・営業利益で成果を上げた企業と意見交換

韓国特許庁は7月29日月曜日、企業との意見交換を目的にバイオ・ヘルスケア専門企業の「株式会社 GFFermentech」（世宗市芙江面所在）を訪問する。

今回の企業訪問は、特許庁が実施するIP価値評価の支援事業に参加して知的財産（IP）を担保に融資を受けた企業の優秀な成果を共有し、今後、さらに多くの企業が知的財産を

活用して支援を円滑に調達できるような方策について意見を共有するためである。

<IP 金融および IP 価値評価の支援事業>

- ◇ (IP 金融) 企業が保有している特許など知的財産 (IP) を基に担保融資、投資、保証などにより資金を調達する活動
- ※2023 年韓国における IP 金融市場規模 9 兆 6,100 億ウォン、ここ 3 年間年平均 26.5% 増
- ◇ (IP 価値評価の支援事業) 企業が知的財産 (IP) の価値を基に IP 金融・事業化に活用できるよう IP の経済的価値を評価する、IP 価値評価にかかる費用の一部を支援する事業
- ※ (対象) 中小企業/ (類型) IP 金融向け (担保、保証、投資) 、IP 取引・事業化向け支援

昨年同社は、保有している特許について特許庁から IP 価値評価の支援を受けて 10 億ウォンの融資を受けた。同社は貸出資金を製造にかかるコストに使うなど有効に活用して 2024 年 1~3 月期には前年同期比売上高 49.4% 増、営業利益率の黒字転換などの成果を上げた。

特許庁長は「IP 金融は優れた技術を保有している企業にとって重要な資金調達の手段として活用されている」とし、「今後も特許庁はさらに多くの企業が IP 金融を土台に成長していくよう支援を強化していく」と述べた。

**2-5 韓国特許庁特許審判院、政府大田庁舎の顧客センターに移転**

韓国特許庁 (2024. 7. 29.)

ユーザーからのアプローチや利便性の向上、審判業務の効率性が期待される

韓国特許庁の特許審判院は 7 月 29 日月曜日、政府大田庁舎の顧客センター（大田市西区所在）にて看板上掲式を開き、同日から移転先での業務を開始した。

これまで特許審判部（政府大田庁舎 2 棟）と商標審判部（教員共済会館：大田市西区所在）は離れた場所で運営されてきたが、両組織を政府大田庁舎の顧客センターに移転させることで、特許・商標の審判サービスへのユーザーのアプローチや利便性が向上され、審判業務の効率性も高まるとみられる。

①顧客センターの 4 階には 5 つの審判廷を設置し、遠隔の顧客に配慮した映像口述審理

システムを拡大することで、同時に2か所の審判廷から映像口述審理（ソウルー大田）を行うことが可能になる。これまで映像口述審理へのニーズが高かったため、審判サービスを利用するユーザーの不便を解消することができる期待される。

②多くの国民から注目されている審判事件について一般人も参観できるよう審判廷の中に参観者の座席を増やし、審判の当事者が使う待機スペースも新しく設置した。

③特許審判院が政府大田庁舎の中に新しく建設された顧客センターに移転されたことで、業務の独立性を確保できるだけではなく、特許・商標などすべての審判部を一か所にまとめて審判業務の効率性が高まると期待される。1998年設置された特許審判院は特別行政審判機関として知的財産権をめぐる紛争では第一審の役割を果たしているため、業務の独立性の側面から考えて特許庁とは業務スペースを分ける必要があるとの指摘があった。

特許審判院長は「今回の移転を機に特許審判院がユーザーフレンドリーな機能を果たし、審判環境を改善することで、さらに有効な審判サービスを提供することができると思う」とし、「本日から顧客センターで新しく業務を始め、国民から信頼を受ける特許審判院を目指していきたい」と述べた。

#### 2-6 韓国特許庁、「大学・公共研究金が保有する海外特許の被侵害情報に関するモニタリングおよび対応ガイド」を公開

韓国特許庁 (2024.7.31.)

高価値の海外特許の選別、被侵害状況の把握、権利行使の方法などについて解説

韓国特許庁は7月31日水曜日、大学・公共研究機関が保有している特許を海外で有効に保護するための「大学・公共研究機関が保有する海外特許の被侵害情報に関するモニタリングおよび対応ガイド」を公開すると発表した。

毎年、莫大な研究開発（R&D）の予算（2022年29.8兆ウォン）が大学・公共研究機関に投じられた結果、年間、約2万9,000件（2022年）の国内特許出願と約2,500件（2022年）の国際特許出願（PCT）がなされている。しかし、大学・公共研究機関は特許の専門性やノウハウ、経験が十分ではないため、保有している海外特許が侵害されている事実を把握してからライセンス契約を締結するなど、特許の保護と収益化を有効に行っていないのが現状である※。

※大学・公共研究機関によるIP売却・移転の収益：海外215億ウォン<韓国2,172億ウォン

オン（2022年知的財産活動調査）

今回のガイドは、大学・公共研究機関が自ら保有している海外特許を侵害する可能性のある海外企業や製品を直接把握し、特許のライセンス契約など権利行使による収益化の方法について解説している。

具体的には、△ライセンス契約・訴訟の際に活用できる高価値の特許の選別方法、△海外特許の被侵害に関する証拠収集および特許侵害有無の分析方法、△特許の有効性に関する分析方法、△海外特許権の権利行使の戦略などについて詳細な説明と事例、ノウハウについて盛り込んだ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回のガイドが大学・公共研究機関が自ら海外特許の侵害を予防し、積極的に収益化を図るきっかけになってほしい」とし、「今後も特許庁は、大学・公共研究機関が海外特許の保護と権利行使を有効に行うことができるよう取り組んでいく」と述べた。

ガイドは知財権紛争対応センター（[www.koipa.re.kr/ipdrc](http://www.koipa.re.kr/ipdrc)）およびIP-NAVI（[www.ipnavi.or.kr](http://www.ipnavi.or.kr)）からダウンロードが可能であり、韓国知識財産保護院などが主催する教育、セミナーなどで無料配布する計画だ。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

#### 3-1 MLB、知財権保護に取り組んだ韓国特許庁に感謝状を贈呈

韓国特許庁（2024.7.16.）

韓国特許庁、「MLB ワールドツアーソウルシリーズ」の開催に向けて積極的な知財権保護活動を実施

韓国特許庁は7月16日火曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にてメジャーリーグベースボール（MLB）が「MLB ワールドツアーソウルシリーズ（2024年3月20日～21日）」に関わる知的財産権の保護活動に取り組んだことに対し、韓国特許庁に感謝状を贈呈したと発表した。

特許庁は今年1月MLB側から、2024年シーズンの開幕戦を韓国で開催することにより、商標権の保護活動の要請を受けて、開幕戦の開催が韓国国内外に与える影響力が大きい点を考慮して対面・非対面形式で模倣品の取り締まりや防止キャンペーンを行った。

商標警察は2024年2月、ソウル市の東大門や南大門の周辺でMLBの商標を使った模倣品を販売したA氏など7人を書類送検した。2024年3月にはモニタリングを強化してオンライン上で販売されているMLB関連模倣品の販売投稿に対し削除(366件)するよう対応した。

また、試合期間中は、競技場の周辺で模倣品取り締まり、知財保護に関するPRブースの運営、プラカードを活用したキャンペーンなど知的財産保護の重要性を伝える啓発活動を行った。

特許庁の産業財産保護協力局長は「韓国でMLBのような海外ブランドに対する保護活動を行うことは、K(韓国)ーブランドが海外で尊重される土台を作ることにつながる」とし、「国内でも知的財産の重要性について認識を向上させるよう努力し、韓国特許庁の取り組みを世界に広げていきたい」と述べた。

### 3-2 韓国特許庁、ソウル東大門周辺のセビッ市場で第3次模倣品取り締まりへ

韓国特許庁 (2024.7.17.)

有名ブランドの模倣品102点を押収し、無許可の黄色い天幕14か所を撤去

韓国特許庁、ソウル市、ソウル中区庁、ソウル中部警察署からなる「セビッ市場の模倣品捜査協議体」(2024年2月発足、以下、「捜査協議体」)は、ソウル市東大門にある「セビッ市場」(いわゆる「黄色い天幕」)で第3次同時合同取締(2024年7月12日)を実施、天幕売り場5か所から高級ブランドの模倣品107点を押収し、販売者A氏(男性、56歳)などを商標法違反の疑いで書類送検したと発表した。

※第1次同時合同取締(2024年3月16日)、第2次同時合同取締(2024年5月25日)

今回の第3次同時合同取締は、捜査協議体の捜査官35名などが夜10時頃にセビッ市場エリアを区分けして同時に突撃する形で行った。捜査協議体は、模倣品販売業者1人を商標法違反の疑いで書類送検し、G、C、Lなど18の高級ブランドの衣類、かばんなど2種の品目の計102点の模倣品を押収した。また、許可証※を貼らずに、衣類などを販売した天幕14か所に対し撤去措置を行った。

※セビッ市場ではソウル中区庁から道路占用許可を得た屋台営業者のみ営業可能であり、模倣品販売による商標権侵害で罰金刑以上が科された者に対しては許可を取り消すことができる

現場では「道路占用許可賞」を所定の場所に貼らずに、模倣品を販売しているところも多

かった。模倣品取締りの際に検査官が許可証を確認して取得している者に対し取消措置まで行うことを懸念して許可証を貼らずに販売をしていたとみられる。

今後、検査協議体は、許可証を貼らないまま販売をしている天幕に対し撤去措置を行い、検査を妨害する行為に対してはソウル中部警察署と協力して厳重に対応する考えだ。

特許庁の商標特別司法警察課長は「模倣品販売や正当な天幕撤去の命令に従わない行為などが頻繁に起こるエリアでは徹底した検査活動を続ける」とし、「模倣品販売を根絶するためには政府による取締のほかにも、消費者自ら模倣品を購入しないなど、多くの国民が模倣品流通の弊害や不法性を認識するよう啓発活動にも取り組む」と述べた。

### 3-3 【説明資料】韓国特許庁は韓国企業のK-ブランドの保護に向けて商標の冒認出願・模倣品流通への対応や支援を強化します

韓国特許庁 (2024.7.18.)

#### 【報道内容】

2024年7月17日水曜日、チャネルAによる「商標の無断使用により脅かされる韓国(K) - ブランド」の報道で、この3年間、海外で商標の冒認出願や無断使用が疑わしいと特許庁に情報を提供した1万件のうち、庁が対応戦略を支援したのは約200件に過ぎず、政府が海外現地の関係機関に積極的な取締りを求め、企業には法律相談などを提供して被害を最小限に抑えるべきだと指摘があった。

#### 【特許庁の立場】

特許庁はモニタリングを行い、商標の冒認出願・無断使用が疑われる情報を企業側に11,392件提供しており、このうち企業側から対応戦略への支援の求めがあった217件(2022年～2024年6月)については全て支援を行いました。

また、海外知識財産センターを運営(8か国に拠点、40か国を支援)して海外現地に進出している韓国企業が模倣品による被害を受けた際には、現地の政府機関に侵害調査や行政取締などの要請※、現地の法律事務所による相談※※などを支援しています。

※(事例) 中国の広州地域で実店舗や通販サイトにより取引されている韓国(K)-アパレルブランドの模倣品に対する侵害実態調査を実施し、中国公安部と協力して模倣品6,155点に対し取締および押収措置を取っている(2023年10月)

※※海外IPセンターにおける法律相談実績:(2022年)196件→(2023年)393件→(2024年6月)195件

海外で韓国企業のブランドを保護するために特許庁は、①商標の冒認出願・無断使用に対するモニタリング・情報提供、②オンライン上の模倣品流通ルートの遮断の拡大、③K-ブランドの紛争対応への戦略支援など、多角的な支援政策を進めています。

①商標の冒認出願に関する情報提供実績：（2022年）4,654件→（2023年）5,015件→（2024年6月）1,723件

モニタリング対象国の拡大：（2023年）中国・ベトナム・タイ・インドネシア・シンガポール→（2024年）マレーシアを追加

②EC プラットフォーム上の模倣品販売のモニタリングおよび投稿削除の実績：16万件（2023年）

③冒認出願または先願登録商標に対する企業別の対応戦略（無効審判、異議申立など）の策定への支援実績：（2022年）82件→（2023年）78件→（2024年6月）57件

**3-4 韓国特許庁商標警察、有名サングラスブランドの模倣品販売業者 2人を書類送検…模倣品 517点を押収**

韓国特許庁（2024.7.23.）

模倣品は消費者の安全と健康を脅かすリスクが高い！

韓国特許庁と商標特別司法警察（以下、「商標警察」）は23日、京畿道（キョンギド）坡州（パジュ）の周辺で有名サングラスブランドの模倣品をインターネット上で販売したA氏（43歳）など2人を商標法違反の疑いで書類送検したと発表した。

商標警察によると、模倣品販売業者は2022年10月から2024年6月にかけてG社（商標）など有名サングラスブランドの模倣品（真正品の価額相場5,600万ウォン）をECサイトなどで真正品だと騙して定価の3～5割の値段で販売した疑いがある。

商標警察は京畿道坡州周辺の住宅を取り締まり（2024年6月）、有名サングラスブランドの模倣品を流通したA氏が保管していた模倣品517点を押収した。

現場で入手した販売管理台帳からは長期間にかけて模倣品を取引していたことが発覚され、商標警察は当該の模倣品販売業者に対し流通ルートなどについて詳しく調べる考えだ。

【特許庁が押収した模倣品に対し安全性評価を依頼した結果、消費者の安全を脅かすリスクが高い】

商標警察は真正品との比較分析を行うために押収した模倣品に対し、眼光学専門分析機関（韓国眼光学産業振興院）に機能性評価を依頼した。検査した模倣品4点のうち3点は検査中に眼鏡フレームが破損され、品質の測定ができないほど真正品に比べて耐久性が落ちていた。模倣品は簡単に折れてしまうことがわかり、消費者が模倣品を着用した場合、軽いショックでも破損される恐れがあるため、安全や健康を脅かすリスクがあることがわかった。

**【特許庁から消費者に注意喚起へ：模倣品は実店舗、オンラインショップなどさまざまなルートで販売されている】**

商標警察は2023年6月から眼鏡店、伝統市場、住宅などを対象に4回にわたって取り締まり活動を行い、計7人に対し書類送検し、約1,300点（真正品の価格相場3億ウォン相当）の有名サングラスブランドの模倣品を押収した。

これまでサングラスの模倣品はインターネット上で密かに流通することが多かつたが、最近は実店舗などでもさまざまなルートを経由して販売されていることがわかった。

商標警察は模倣品が消費者の安全までを脅かすほど品質が低いことが分析結果で分かつたとし、消費者に注意喚起を促した。

特許庁の商標特別司法警察課長は「模倣品と真正品で外観の違いを区別することが難しいとしても品質の面では格段の差があり、模倣品は耐久性に欠けているため、値段が著しく安いと購入する際に注意が必要だ」とし、「今後も国民の安全と健康を脅かすような模倣品流通の根絶に向けた取り締まり活動を続けていく」と述べた。

### デザイン（意匠）、商標動向

#### 4-1 韓国特許庁、ロボットの意匠登録出願に関する分析結果を発表

韓国特許庁 (2024. 7. 31.)

人間と一緒に働く協働ロボットの意匠登録出願件数の伸び率が著しい

韓国特許庁は7月31日水曜日、ロボットの意匠登録出願に関する分析結果を発表した。分析の結果によると、人間と協業する協働ロボットの意匠登録出願がこの20年間、年平均19.5%増え、著しく成長していることがわかった。

今回の分析結果レポートは、積極的な行政活動の一環として意匠審査官がロボットに関

わる意匠を有効に審査するための参考資料として活用するだけではなく、ロボットの意匠を研究・開発する産業界にも活用してもらう目的で作成された。

主な内容は、韓国、米国、日本、中国、ドイツ、欧州、世界知的所有権機関（WIPO）など主要国の特許庁および機関に出願されたロボットの意匠について、ロボットの用途別に個人用（プライベート）ロボット※、産業用ロボット、物流用ロボットに区分けし、その区分から意匠の特徴別にさらに細かく分類して分析した結果である。

※物理的な労働力よりは教育を含む情報提供、感情的な意思疎通などを主目的に開発されたロボット

**【産業用ロボットがロボット全体の意匠登録出願の4割以上を占める、物流用ロボットの伸び率が著しい】**

2003年から2022年まで主要国の特許庁および機関に出願されたロボットの意匠はこの20年間、年平均8.3%の伸び率となり増加傾向にある。

詳しくみると、製造産業の現場で活躍する「産業用ロボットの意匠」に関する出願が2003年以降、毎年全体出願の4割以上を占め、増加傾向を維持している。

一時期、有望分野として注目を集めていた個人用ロボットの意匠は2003年44.6%であった累積出願の割合が減少傾向に転じ、今は23.4%にとどまっている。一方、物流用ロボットは2003年、全体ロボットの意匠登録出願の2.3%に過ぎなかったが、今は26.9%を占めるほど著しく伸びている。

**【注目すべきは『協働ロボット』の意匠登録出願…この20年間、年平均19.5%増】**  
産業用ロボットの中でもコーポット（co-bot）、つまり「協働ロボット」の意匠登録出願がここ20年間、年平均19.5%増加し急成長している。協働ロボットは、2017年からこれまで産業用ロボット分野で優位を占めていた「垂直多関節ロボット」の意匠登録出願件数を上回り、2022年まで最も大きな割合を占めていることがわかった（2018年を除く）。

協働ロボットは、ほかの産業用ロボットとは異なり、人間と同じ空間の中で働き、使われることを目的に設計されたため、大体の場合、サイズが小さくまるで人の手のように細かい動作を具現することに適合している。人と一緒に働く目的で作られるために柔らかく有機的な外観が特徴である。

協働ロボットは、精密な電子製品を組み立てるスマートファクトリー、病院の手術室、コ

一ヒー専門店などすでにさまざまな分野で人間と一緒に活躍しており、今後もヘルスケア、フードテクなど関連市場で著しく成長していくと見込まれる。

特許庁のデザイン審査政策課長は「韓国で先端ロボット分野が国家戦略技術として選ばれただけに、ロボット分野の意匠登録出願の動向について正確に分析して産業界に提供することで、韓国企業がロボット関連の意匠を開発する上で有効に活用できることが期待される」とし、「今回の分析結果に関する産業界からの意見や反応をこまめにチェックして今後は、宇宙航空などほかの国家戦略技術分野にまで意匠関連の分析を拡大することを検討したいと考えている」と述べた。

分析結果レポートはデザインマップ ([www.designmap.or.kr](http://www.designmap.or.kr)) > IPストーリー > IPトレンドから閲覧が可能で、詳細については特許庁デザイン審査政策課（電話：042-482-5766）に問い合わせできる。

### その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム